

西宮市立中央病院会計年度任用職員互助会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法第232条の2に基づき、西宮市立中央病院会計年度任用職員互助会（以下「会」という。）に対し、西宮市立中央病院（以下「病院」という。）が補助金を交付し、互助活動を促進することを目的とする。

(補助金)

第2条 病院は、会に対し、予算の範囲内において、会が事業を行うに要する経費及びその事務執行に要する経費の一部を補助金として交付することができる。

2 前項の補助金は、会員の会費の2分の2以内の額とする。

(補助金の申請)

第3条 会が前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に事業計画書その他病院が必要と認める書類を添えて、病院に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 病院は、前条の申請書を受理したときは、これを審査のうえ、正当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、その旨、会に通知する。

(計画の変更)

第5条 会が前条の交付決定を受けた後、第3条に規定する書類の記載事項にかかる計画を変更しようとするときは、あらかじめ病院に届け出てその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた会は、当該出納閉鎖終了の翌月末日までに実績報告書を病院に提出しなければならない。

2 病院は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類を提出させることができる。

(補助金の請求)

第7条 補助金を請求しようとするときは、病院が定める期日までに補助金請求書を病院に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取り消し又は返還)

第8条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、会に対し、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付の決定内容又は付随条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

2 病院は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、当該取り消しに係る部分に関して、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

付 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。